

「公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等

事業基金管理業務方法書」の一部改正新旧対照表

改 正	現 行
<p data-bbox="159 395 1055 480">公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等 事業基金管理業務方法書</p> <p data-bbox="226 539 1099 624">制 定 平成28年 3月17日付け27年度発中畜第1401号 最終改正 <u>令和 8年 3月19日付け 7年度発中畜第5140号</u></p> <p data-bbox="510 683 703 719">第1章 総則</p> <p data-bbox="129 783 219 820">(目的)</p> <p data-bbox="107 831 443 868">第1条～第8条 (略)</p> <p data-bbox="129 927 667 963">(事業の実績報告及び補助金の支出等)</p> <p data-bbox="107 975 1106 1203">第9条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等が事業を完了したときは、その完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに実績報告書の提出を受けるものとする。</p> <p data-bbox="107 1262 1106 1445">2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性並びに実施要領<u>別紙1-1</u>の第8の1の(11) <u>及び別紙1-2の第8の1の(11)</u>に</p>	<p data-bbox="1182 395 2078 480">公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等 事業基金管理業務方法書</p> <p data-bbox="1249 539 2123 624">制 定 平成28年 3月17日付け27年度発中畜第1401号 最終改正 令和 7年 3月18日付け 6年度発中畜第5518号</p> <p data-bbox="1534 683 1727 719">第1章 総則</p> <p data-bbox="1153 783 1243 820">(目的)</p> <p data-bbox="1131 831 1467 868">第1条～第8条 (略)</p> <p data-bbox="1153 927 1691 963">(事業の実績報告及び補助金の支出等)</p> <p data-bbox="1131 975 2130 1203">第9条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等が事業を完了したときは、その完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに実績報告書の提出を受けるものとする。</p> <p data-bbox="1131 1262 2130 1445">2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性並びに実施要領<u>別紙1</u>の第8の1の(11)に基づく地方農政局長等からの通知を確認</p>

基づく地方農政局長等からの通知を確認し、補助金の支出が適切であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、会長は、交付等要綱第6の1の(1)及び(3)のアの事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2-1及び別紙2-2の事業にあつては、同要領別紙2-1の第3の1及び別紙2-2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の4に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

3～7 (略)

(補助金の概算払)

第10条 事業実施主体等は、補助金交付事業に係る補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の提出があつた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適切であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の概算払を行うものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2-1及び別紙2-2の事業にあつては、同要領別紙2-1の第3の1及び別紙2-2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の4に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

し、補助金の支出が適切であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、会長は、交付等要綱第6の1の(1)及び(3)のアの事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の4に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

3～7 (略)

(補助金の概算払)

第10条 事業実施主体等は、補助金交付事業に係る補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の提出があつた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適切であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の概算払を行うものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の4に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

第 11 条～第 23 条 (略)

(事業参加承認の際に付すべき条件)

第 24 条 会長は、第 6 条の事業実施主体事業のうち、交付等要綱別表 1 (第 6 関係) の 1 の (2) の事業について、実施要領別紙 2-1 の第 5 の 4 の (4) 及び別紙 2-2 の第 5 の 4 の (4) による事業参加を承認するときは、交付等要綱及び実施要領に従うべきことその他、実施要領別紙 2-1 の第 3 の 1 及び別紙 2-2 の第 3 の 1 の導入方式に応じて、本業務方法書の第 19 条から第 23 条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第 25 条 (略)

#### 附則

1 この業務方法書は、令和 8 年 3 月 19 日 (理事会の決議のあった日) から施行し、畜産局長の承認のあった日 (令和 8 年 3 月 26 日) から適用する。

2 この通知による改正前の公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

第 11 条～第 23 条 (略)

(事業参加承認の際に付すべき条件)

第 24 条 会長は、第 6 条の事業実施主体事業のうち、交付等要綱別表 1 (第 6 関係) の 1 の (2) の事業について、実施要領別紙 2 の第 5 の 4 の (4) による事業参加を承認するときは、交付等要綱及び実施要領に従うべきことその他、実施要領別紙 2 の第 3 の 1 の導入方式に応じて、本業務方法書の第 19 条から第 23 条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第 25 条 (略)